

## 電磁的記録の開示に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第16条第2項及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「保護条例」という。）第30条第2項の規定による電磁的記録の開示方法に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、条例若しくは川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市議会告示第1号。以下「規程」という。）又は保護条例若しくは川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市議会告示第2号。以下「保護規程」という。）で使用する用語の例による。

### (公文書の開示に係る電磁的記録媒体)

第3条 規程第9条第3号ウ又は保護規程第8条の4第3号ウに規定する「議長が別に定める電磁的記録媒体」とは、光ディスク及び光磁気ディスクとする。

### (複写したものの交付)

第4条 電磁的記録の複写したものの交付に使用する録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、光ディスク及び光磁気ディスクは、次に掲げるものとする。

- (1) 録音カセットテープ 日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のもの
- (2) ビデオカセットテープ 日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のもの
- (3) フロッピーディスク 日本工業規格X6221又はX6223に適合す

る幅 90 ミリメートルのもの

- (4) 光ディスク 日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 120 ミリメートルのもの
- (5) 光磁気ディスク 日本工業規格 X 0 6 0 5 及び X 6 2 7 7 に適合する幅 90 ミリメートルのもの

(開示方法)

第 5 条 規程第 9 条第 3 号又は保護規程第 8 条の 4 第 3 号に規定する電磁的記録の開示方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 規定第 9 条第 3 号ア又は保護規程第 8 条の 4 第 3 号アに規定する用紙の大きさは、A3 判以下とする。
- (2) 規程第 9 条第 3 号イ又は保護規程第 8 条の 4 第 3 号イに規定する電磁的記録は、パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサー等（以下「パーソナルコンピュータ等」という。）の専用機器により再生できるものに限るものとする。
- (3) 規程第 9 条第 3 号ウ又は保護規程第 8 条の 4 第 3 号ウに規定するフロッピーディスク、光ディスク及び光磁気ディスクに複写したものの交付は、パーソナルコンピュータ等の専用機器により再生できる電磁的記録に限るものとする。

(部分開示の取扱い)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項本文又は保護条例第 18 条第 1 項に規定する場合における電磁的記録の部分的な開示の取扱いは、原則として、用紙に出力したものにより行う。

(複写するものの制限)

第 7 条 開示請求者が持参する録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、光ディスク及び光磁気ディスクへの複写による写し

の交付は、行わない。

(ファイル形式の変換)

第8条 フロッピーディスク、光ディスク及び光磁気ディスクに複写したもの  
を交付する場合、ファイル形式等は、変更しないものとする。ただし、容  
易に対応できる場合には開示請求者の指定する形式等に変換するこ  
とができる。

(開示に使用する機器)

第9条 パーソナルコンピュータ等により再生できるものの視聴は、開示用の  
専用機器によるものとする。ただし、当該機器により難いときは適當と認  
める方法により行うものとする。

(開示方法の調整)

第10条 開示するに当たり専用機器等の使用により事務の遂行に著しい支障  
を及ぼす場合は、開示方法、開示の日時等を開示請求者と調整の上、開示  
するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月22日決裁17川議庶第371号)

この要領は、決裁日から施行する。

附 則 (平成21年9月1日決裁21川議広第29号)

この要領は、決裁日から施行する。